



第3期子ども・子育て支援事業計画 【令和7年度～令和11年度】

概要版



香南市第3期子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

本市では、令和2年に策定した子ども・子育て支援の指針となる「香南市第2期子ども・子育て支援事業計画」が改定時期を迎えたことから、国の動向等をふまえながら、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備していくことを目的に、「香南市第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

1. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけ、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。

さらに、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第2次香南市振興計画」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備する部門別計画と位置づけます。

2. 基本理念

本計画は、地域全体で香南市の未来を支える子どもたちを育むことを目指しています。

子どもは、香南市の未来を支えていく、かけがえのない宝です。すべての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につけるなかで道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、すべての香南市民の願いです。

子育てにおいては、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域住民、学校や保育所等関係者なども含めたすべての大人は、子どもたちの自ら学び育つ力を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていくことが大切です。さらに大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して、社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもたちが香南市に愛着と誇りを持ち、未来の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

基本理念は、第2期計画の基本理念を継承し、香南市の子どもが、心身ともに健やかに成長していることがイメージできるよう『地域ぐるみで育もう 未来を支える香南キッズ』とします。

基本指針

『地域ぐるみで育もう 未来を支える香南キッズ』

3. 基本的な視点



1 子どもの幸せを第一に考える視点

子ども・子育て支援については、大人の視点だけで考えるのではなく、「子どもの権利条約」や「児童憲章」にも掲げられているように、香南市のすべての子どもの利益や子ども自身の意思が最大限尊重されることが重要です。

国籍や出生、性別、障害の有無などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、常に「子どもの幸せを第一に考える」視点で取り組みます。

2 親育ちの視点

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕がなかったり、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が増えている状況のなかで、良好な親子関係を築いていくためには、子どもへの関わり方や子どもの育ちについて保護者が理解を深めることが重要です。親が子どもに対して適切な関わりができるような施策、すなわち「親育ち」への支援を関係機関と連携を図りながら推進します。

3 すべての子どもと家庭を地域社会全体で支援する視点

仕事と育児の両立支援の充実を図るだけでなく、障害、疾病、虐待、貧困、子育ての孤独感など、様々な問題を抱えた子どもや子育て家庭への支援が重要となっています。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、広くすべての子どもと家庭への支援を地域社会全体で行うという視点に立った取組を推進します。

4 子ども・子育て支援の量と質を充実させる視点

家庭のニーズや地域の実情を踏まえ、すべての子どもと子育て家庭を対象として、教育・保育施設、放課後児童クラブなど地域における多様な子ども・子育て支援サービスの量的拡充と質的向上を図るという視点に立った取組を推進します。

5 仕事と生活の調和実現の視点

男女一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現でき、安心して結婚や子育てができる社会を目指すためには、仕事と生活の調和を実現することが重要です。

男女の働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するためにも、国や県、企業など関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた取組を推進します。

また、産前産後休業や育児休業後に、教育・保育施設が円滑に利用できるよう、教育・保育施設の量的確保と相談支援体制の充実に努めます。

基本目標1 地域における子ども・子育て支援

子どもや子育て家庭が社会のなかで孤立することなく、安心して育児ができるよう、地域ぐるみで支援を行います。

また、地域における子育て支援を推進するため、行政、関係団体・組織、地域住民が協働して子育てを支援するネットワークの構築に努めます。

施策	主な取り組み事業
(1) 子育てを支える地域コミュニティの育成	子育て支援に向けた意識啓発／子育て支援ボランティアの育成・支援 など
(2) 子育て相談の充実・情報提供機能の強化	こども家庭センターの充実／総合子育て支援センター「にこなん」を拠点とした支援体制の充実 など
(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実と適切な運営	地域子ども・子育て支援事業の充実／地域子ども・子育て支援事業の適正な運営
(4) 家庭教育・地域教育の推進	家庭教育に関する情報提供の充実／子育てや家庭教育に関する学習機会の充実 など
(5) 子育てに係る経済的負担の軽減	医療費の助成／幼稚園・保育所等の利用料の負担軽減 など

基本目標2 質の高い教育・保育の提供

市内すべての保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校が緊密に連携しながら、子どもたちの学びと育ちを連続させるための取組を展開します。

また、教職員が互いの教育・保育内容への理解を深め、子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導の継続性を確保するための取組を進めます。

施策	主な取り組み事業
(1) 保幼小中連携（一貫）教育の推進	保幼小中連携（一貫）教育の推進
(2) 生きる力を育む教育の推進	地域に開かれ信頼される保育所・幼稚園・認定こども園等、学校づくりの推進／確かな学力の向上／道徳教育の充実／一人ひとりが輝く特別支援教育の推進 など
(3) 地域における青少年の健やかな育成	子どもの居場所づくりの推進／放課後子ども教室の充実／各種指導者・ボランティアの育成 など

基本目標3 仕事と子育ての両立支援

働く場における女性の活躍を推進するためには、女性の活躍推進に向け、女性自身が活躍したいと思える環境づくりや意識啓発など、就労に関するさまざまな支援が必要です。ワーク・ライフ・バランスの推進については、市のみで実現できるものではなく、国・県・企業など関係機関と連携しながら取り組みます。

施策	主な取り組み事業
(1) 多様な保育事業の提供	教育・保育施設の拡充／地域子ども・子育て支援事業の充実
(2) 放課後児童クラブの拡充	放課後児童クラブの拡充
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	子育てがしやすい職場環境づくり／就業・再就職の支援／男女共同による子育ての推進



基本目標4 親と子の心と体の健康づくり

妊娠中や乳幼児の子育て期は、親が精神的・身体的にも育児不安を抱えやすい時期となり、この時期を対象とした母子保健事業については、認知度・利用度ともに高くなっています。

これからも、親と子の心と体の健康づくりに関する重要な施策として、事業の充実に努めていきます。

施策	主な取り組み事業
(1) 母子保健の充実	妊婦健診、妊娠・出産に関する相談支援体制、学習機会の充実／産後ケア事業の充実／乳幼児健診、歯科保健事業などの実施／乳幼児の健康づくりに関する相談、情報提供、学習機会の充実 など
(2) 思春期保健対策の充実	思春期保健教育の推進／心の悩みに対する相談支援体制の充実
(3) 食育の推進	乳幼児期における食育の推進／学童期から思春期における食育の推進

基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

すべての家庭が、ゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、環境美化活動、交通安全施設の整備、子育て家庭に配慮した施設整備等に取り組みます。

施策	主な取り組み事業
(1) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進	ゆとりとうるおいある住環境の整備／ひとにやさしいまちづくりの推進 など
(2) 子どもの安全の確保	交通安全対策の推進／子どもを見守る活動の推進／学校における安全教育、安全確保対策の充実 など

基本目標6 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

養育に問題を抱えるリスクの高い家庭を妊娠期から早期に把握し、養育支援が必要な家庭に対する相談、情報提供、訪問支援等に取り組みます。

施策	主な取り組み事業
(1) 児童虐待防止対策の推進	児童虐待防止など要保護児童対策の推進／児童虐待に関する情報提供、相談体制の充実／子育て世帯訪問支援事業の実施
(2) ひとり親家庭への支援体制の充実	ひとり親家庭に対する相談体制、子育てや生活に関する支援の充実／ひとり親家庭自立支援給付事業の充実
(3) 障害のある子どもと家庭への支援の充実	障害の早期発見、早期支援／発達障害のある子どもに関する相談支援／特別支援教育・保育の推進 など
(4) 経済的困難を抱える家庭への支援の充実	児童手当／保育料減免／就学（園）援助 など
(5) 子育て中の外国人家庭への支援・配慮	宗教的な配慮が必要な児童・生徒への給食時の対応／市内の小・中学校に配置しているA L T の、5歳児のいる保育所、幼稚園、認定こども園等への年に数回の出向

4. 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

第2期計画においては、市全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を進めてきました。また、子育て支援拠点事業や一時預かり事業、延長保育事業などの地域子ども・子育て支援事業にも原則的には共通の設定となることや、将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、本計画においても、教育・保育提供区域を全市1区域と設定します。



教育・保育及び地域型保育事業

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

1号認定

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和11年度	令和12年度
量の見込み 1号認定		190人	182人	178人	174人	172人
確保方策	幼稚園	351人	351人	351人	351人	351人
	認定こども園	47人	47人	46人	46人	46人
	確保量計	398人	398人	397人	397人	397人
過不足の状況		供給可能				

2号認定

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和11年度	令和12年度
量の見込み 2号認定		589人	564人	551人	540人	533人
確保方策	保育所	446人	446人	446人	446人	446人
	認定こども園	274人	274人	274人	274人	274人
	確保量計	720人	720人	720人	720人	720人
過不足の状況		供給可能				

3号認定

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和11年度	令和12年度
量の見込み	0歳	74人	73人	72人	70人	70人
	1歳	184人	184人	181人	178人	175人
	2歳	209人	204人	204人	201人	197人
確保方策	特定教育・保育施設	448人	448人	448人	448人	448人
	保育所	273人	273人	273人	273人	273人
	認定こども園	175人	175人	175人	175人	175人
	地域型保育事業	76人	76人	76人	76人	76人
	確保量計	524人	524人	524人	524人	524人
過不足の状況		供給可能				

地域子ども・子育て支援事業



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、教育・保育事業と同様に、「算出の手引き」を国が示しています。ただし、基本指針において「地域の実情にあわせて見込むことが可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場合には、ニーズ調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しています。

事業名	単位年間		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者支援事業	量の見込み	か所	2	2	2	2	2
	確保量	か所	3	3	3	3	3
時間外保育事業 (延長保育)	量の見込み	人	193	187	183	180	178
	確保量	人	220	220	220	220	220
	実施か所数	か所	12	12	12	12	12
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童クラブ)	量の見込み	人	444	451	446	438	425
	確保量	人	444	451	446	438	425
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	人日	69	67	65	64	63
	確保量	人日	69	67	65	64	63
	実施か所数	か所	6	6	6	6	6
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは 赤ちゃん事業)	量の見込み	人	194	191	187	184	182
	確保量	人	194	191	187	184	182
養育支援訪問事業	量の見込み	人	45	45	45	45	45
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人回	6,460	6,370	6,300	6,200	6,100
	実施か所数	か所	4	4	4	4	4
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	人日	26,731	25,569	24,923	24,536	24,149
	確保量	人日	26,731	25,569	24,923	24,536	24,149
	実施か所数	か所	5	5	5	5	5
一時預かり事業 (一般型)	量の見込み	人日	831	807	792	778	767
	確保量	人日	831	807	792	778	767
	実施か所数	か所	3	3	3	3	3
病児・病後児保育事業	量の見込み	人日	830	830	830	830	830
	確保量	人日	830	830	830	830	830
	実施か所数	か所	7	7	7	7	7
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート ・センター事業)	量の見込み	人日	196	219	208	223	222
	確保量	人日	196	219	208	223	222
妊婦健康診査事業	量の見込み	人回	2,049	2,018	1,977	1,947	1,926
	確保量	人回	2,049	2,018	1,977	1,947	1,926
実費徴収に係る補足給付を 行う事業	量の見込み	人	9	9	9	9	8

事業名	単位年間		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	回	194	191	187	184	182
	確保量	回	194	191	187	184	182
乳児等通園支援事業	量の見込み	人日	14	14	14	14	14
	確保量	人日	0	14	14	14	14
産後ケア事業	量の見込み	人日	54	53	52	51	51
	確保量	人日	54	53	52	51	51
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	人日	130	130	130	130	130
	確保量	人日	130	130	130	130	130



子育てをしているお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、また、これから子育てを始める妊娠中の方とそのご家族など、多くの方が自由に集って気軽に利用できる場所です。

安心して楽しく子育てができるよう、お子さんと一緒に遊んだり、本を読んだり、皆さんとおしゃべりをしたりしながら、ゆったりと過ごせます。

また、病後児保育（生後6か月～小学6年生 定員3名）も併設しておりますので、ぜひご活用ください。

発行：香南市教育委員会 こども課

発行年月：令和7年3月

〒781-5292 香南市野市町西野 2706 番地

電話：0887-50-3021 FAX：0887-50-3024

ホームページ：https://www.city.kochi-konan.lg.jp/